

介護老人保健施設 人員・施設・設備 基準		小規模介護老人保健施設	医療機関併設型小規模介護老人保健施設
	従来の介護老人保健施設	サテライト型小規模介護老人保健施設 同一法人による介護老人保健施設、病院、診療所と同一敷地内にあるか、0分以内等)を確保する	病院又は、診療所と同一敷地内にあり、又は隣接する
1 入所定員	医師	常勤 1 以上 ・常勤換算方法で、入所者数を 1 0 0 で除して得た数以上 ・入所者を 3 0 0 で除した数以上を標準	2 9 人以下 ・同一法人にによる介護老人保健施設、病院、診療所と密接な連携(自動車等で 20 分以内等)を確保する ・本体施設の医師による管理が可能であれば配置不要
	薬剤師	常勤換算方法で、入所者数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上 ・看護職員と介護職員の比率は 2 : 5 を標準	2 9 人以下 ・併設医療機関の医師による管理が可能であれば配置不要
2 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	支援相談員	1 以上 ・入所者数が 1 0 0 以上は常勤 1 人に加え、常勤換算で、1 0 0 を超える分を 1 0 0 で除した得た数 ・常勤換算方法で、入所者数を 1 0 0 で除して得た数以上	本体施設の支援相談員によるサービスの提供が適切に行われないと認められれば実情に応じた適当数でよい ・サービス提供が適切に行われると認められれば配置不要
介護支援専門員	栄養士	入所定員 1 0 0 以上の施設にあっては常勤職員 1 名必要 ・ただし同一敷地内にある病院等の栄養士により業務に支障がなければ配置不要 ・1 0 0 人未満の施設では努力義務	本体施設(介護老人保健施設に限る)の理学療法士又は作業療法士によるサービス提供が行われると認められれば配置不要
調理員 事務員		常勤 1 以上 ・入所者数が 1 0 0 又はその端数を増すごとに 1 を標準 ・実情に応じた適当数。 ・兼務、業務委託可	・併設医療機関の栄養士により適切なサービスの提供が行われると認められれば配置不要 ・サービス提供が適切に行われると認められれば配置不要

	従来の介護老人保健施設	小規模介護老人保健施設
一般原則	—	サテライト型小規模介護老人保健施設 同一法人による介護老人保健施設、病院、診療所と密接な連携（自動車等で20分以内等）を確保する
療養室	<ul style="list-style-type: none"> ・基準省令、建築基準法、消防法等を遵守し、日照、換気、保全衛生及び防災等について万全を期すこと ・環境、立地についてはばい煙、騒音、振動、交通、水利の便等を考慮すること ・1室の定員4人以下 ・入所者1人あたりの床面積は8m²以上 ・寝台、収納、ナースコールの設置 ・地階不可、1以上の出入口 ・洗面所、収納に要する床面積は基準面積に含めてよい ・医師が診察を行うのに適切なもの 	医療機関併設型小規模介護老人保健施設 病院又は、診療所と同一敷地内にあるか、又は隣接する
診察室	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者1人あたり1m²以上 ・必要な器械、器具を備えること ・入所者、家族が談話を楽しめること ・ソファ、テレビその他の教養娯楽設備を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・40m²以上 ・必要な器械、器具を備えること ・40m²以上
機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者1人あたり1m²以上 ・必要な器械、器具を備えること ・入所者、家族が談話を楽しめること ・ソファ、テレビその他の教養娯楽設備を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・40m²以上 ・必要な器械、器具を備えること
談話室	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者1人あたり2m²以上 ・身体の不自由な者に適したものに ・一般浴槽に加え特別浴槽を設けること ・ストレッチャー等の移動に支障を来たさない構造設備 	
食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者1人あたり2m²以上 ・身体の不自由な者に適したものに ・一般浴槽に加え特別浴槽を設けること ・ストレッチャー等の移動に十分な広さ、設備を備えること 	
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者1人あたり2m²以上 ・身体の不自由な者に適したものに ・一般浴槽に加え特別浴槽を設けること ・ストレッチャー等の移動に十分な広さ、設備を備えること 	
3.洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室のある階ごとに設置 ・療養室のある階ごとに設置 ・ブザー、常夜灯等の設置 	
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室のある階ごとに設置 ・ブザー、常夜灯等の設置 	
サービスステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室のある階ごとに療養室に近接して設置 	
調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒、保管、防虫・防鼠設備 	
洗濯室又は洗濯場		
汚物処理室	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設と区別された一定のスペースを有すれば足りる ・機能訓練室、談話室、食堂及びレクリエーションルームを区画せず、一つのオープンスペースとして良いが、全体の面積は各基準面積を合算したもの以上とすること ・焼却炉、淨化槽、その他汚物処理施設及び便槽を設ける場合は、療養室、談話室、食堂、調理室から相当の距離をとること ・病院、診療所と併設（同一敷地、公道を挟んで隣接）している場合、双方の施設基準を満たし、双方の入所者に支障がない場合に限り療養室、診察室を除き施設を共用することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・併設されることにより、入所者等の処遇が適切に行われると認められれば、調理室、選択室又は洗濯場及び汚物処理室を有しないことができる
その他		
その他設置が望ましい施設	家族相談室、ボランティアルーム、家族介護教室	

	従来の介護老人保健施設	小規模介護老人保健施設 サテライト型小規模介護老人保健施設 同一法人による介護老人保健施設、病院、診療所と密接な連携（自動車等で20分以内等）を確保する	医療機関併設型小規模介護老人保健施設 病院又は、診療所と同一敷地内にあるか、又は隣接する
建物	・入所者の療養生活のために使用する建物は耐火建築物 ・療養室等が2階以上及び地階になければ準耐火建築物でよい		
エレベーター	・療養室が2階以上にある場合、1台設置		
階段	・療養室が2階以上にある場合、屋内直通階段を1ヶ所設置 ・療養室が3階以上にある場合、2ヶ所以上の避難階段を設置 ・手すりを設けること（原則、両側に）		
構造設備	4 ・幅1.8畳以上、中廊下は2.7畳以上（内法により、手すりを含む） ・手すりを設けること（原則、両側に） ・常夜灯を設けること	17 廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子、ギャッヂベッド、ストレッチャ一等の設置 ・車椅子等の移動用に段差等はなくす ・家庭的な雰囲気（木製製品、絵画、鉢植、本棚、音響設備、理美容設備） ・消防設備、その他非常災害設備の設置 ・病院等と同一建物とする場合は表示等により区分を明確にすること ・入所者が直接利用する施設を病院等と同一階に設けることは認められない

ユニット型介護老人保健施設		ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設		ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設	
※基本的には通常の介護老人保健施設	※サテライト型小規模老人保健施設	※サテライト型小規模老人保健施設の規定を準用	※サテライト型小規模老人保健施設の規定を準用	※医療機関併設型小規模老人介護老人保健施設の規定を準用	※医療機関併設型小規模老人介護老人保健施設の規定を準用
1 入所定員	—	29人以下	29人以下	29人以下	29人以下
2 勤務体制	・日中については、ユニットごとに常時1名、夜間・深夜については、2ユニットごとに1名以上の介護職員又は看護職員を配置				
人ユニットリーダー	・ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置が必要				
ユニット	・療養室と共同生活室により構成 ・定員はおおむね10人以下				
①療養室	・1室の定員は原則1人(13.2m ² 以上を標準とするが、理由があれば10.65m ² 以上でも可) ・夫婦利用の2人部屋については21.3m ² 以上 ・ユニットの共同生活室に隣接しているか、隣接している必要がある				
3 施設	・いざれかのユニットに属し入所者が交流、日常生活を営むにふさわしい場所 ・ユニット定員×2m ² 以上 ・必要な設備、備品(テーブル、椅子) ・他ユニットの入所者が当該共同生活室を通過することなく他の場所へ移動することが可能であること ・必要備品を備えた状態で、車椅子が支障なく通行できる形状				
②共同生活室					
洗面所、便所	・療養室ごとに設けることが望ましい ・ただし、共同生活室ごとに適当事数を設置でも可(2箇所以上の設置が望ましい)				
浴室	・療養室のある階ごとに設けることが望ましい。				
4 廊下	・原則は通常同様だが、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業員等の円滑な往来に支障がないと認められる場合には、幅1.5m以上も可				
設備					